

マイナポイント第2弾 マイナンバーカードでマイナポイントがもらえます

☎ マイナポイント…情報管理課 ☎ 内線1152
 マイナンバーカードの取得…市民課 ☎ 内線1163
 その他…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

マイナンバーカードは公的な本人確認書類として利用できるほか、さまざまな行政サービスが受けられるICカードです。カードの取得などで、キャッシュレス決済サービスのポイントとして利用できるマイナポイントがもらえます。昨年実施されたマイナポイント第1弾に続き、第2弾の申し込みを受け付け中です。

1 第2弾のマイナポイントは3種類(最大2万円分)

①マイナンバーカードの取得などで最大5,000円分
 ※対象のキャッシュレス決済サービスでチャージか買い物をした金額の25%相当。既にカードを持っている方も、第1弾に申し込んでいない場合は、第2弾のポイントがもらえます。

②健康保険証としての利用申し込みで7,500円分

③公金受取口座の登録で7,500円分
 国からの給付金などを受け取るための預貯金口座をマイナンバーとともに登録します。登録によって「預金残高が国に把握される」、「税金が無断で引き落とされる」ということはありません。

◎②・③のマイナポイントをもらうためにチャージや買い物は不要です。

2 マイナポイントをもらうには期間内に手続きを

マイナポイントをもらうためには、①マイナンバーカード交付申請と②マイナポイントの申し込みを決められた期間内に行う必要があります。

①マイナンバーカードの交付申請：9月30日(金)まで

交付申請は、インターネット・証明用写真機・郵便でできます。申請から交付までには1カ月程度かかります。詳細はマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

※10月1日以降も交付申請はできますがマイナポイントはもらえません。



マイナンバーカード総合サイト

②マイナポイントの申し込み：令和5年2月28日(火)まで

申し込みは以下の方法でできます。

▶インターネット(24時間申し込み可能)

マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンかパソコンとカードリーダーを使って申し込みます。

▶マイナポイント手続きスポット

マイナポイント手続きスポットに登録されたコンビニエンスストアや郵便局などにある端末から申し込みます。

※申し込みできるキャッシュレス決済サービスは店舗によって異なります。



マイナポイントの申込方法

フィットネスクラブ新規入会助成

☎ 健康づくり推進課 ☎ 内線1222

市内のフィットネスクラブに新規入会する際の費用を助成します。これから運動や健康づくりを始めるきっかけにしませんか。

助成額 基本助成額：5,000円(事業者ごとに異なります)

対象 18歳以上(4月1日時点)で、以下の全てを満たす方
 ・市内在住・在学・在勤
 ・申請時点でフィットネスクラブに通っていない
 ・医師から運動を禁止されていない

定員 先着400人(フィットネスクラブごとに定員があります)

申請 申請書を以下のいずれかの方法で
 ▶郵送：〒302-8585 寺田5139 健康づくり推進課宛て
 ▶直接：健康づくり推進課
 ▶メール：wellness@city.toride.ibaraki.jp
 ※申請書は健康づくり推進課か市ホームページで入手できます。



締切 10月31日(月) ※必着。定員に達した時点で締め切ります。

◎申請後、1週間程度で助成券をお送りします。助成券の有効期間内にフィットネスクラブで入会手続きをしてください。対象のフィットネスクラブは市ホームページで確認できます。

3 手続きをサポートする専用窓口を開設します

市はマイナンバーカードの交付申請やマイナポイントの申し込みをサポートする専用窓口を開設します。受付時間は平日8時30分から17時です。交付申請のサポートでは申請用写真を撮影します(無料)。必ず本人がお越しください。

日程	会場
7月13日(水)～22日(金)	福祉交流センター(市役所敷地内)、藤代総合窓口課隣
7月25日(月)～5年2月28日(火)	情報管理課、藤代総合窓口課隣

※7月は窓口が混雑し、案内待ちが長時間になると予想されます。申し込みが先着で締め切られることはありませんので、混雑時期を避けてお越しください。

◆専用窓口を持参するもの

▶マイナンバーカード交付申請のサポートを希望する場合

・個人番号カード交付申請書

※お持ちでない方は市民課、藤代総合窓口課、取手支所で再発行ができます。本人確認書類(写真付きの場合は1点、写真付きでない場合は2点)が必要です。

▶マイナポイントの予約・申し込みをする場合

・マイナンバーカード

・マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

・対象のキャッシュレス決済サービスの決済サービスIDとセキュリティコード

・本人名義の預貯金口座の情報(公金受取口座を登録する場合のみ)



マイナポイントQ&A

Q：マイナポイントはどのように利用できますか？

A：自分で選んだキャッシュレス決済サービス(電子マネー、クレジットカード、二次元コード決済など)のポイントとして利用できます。マイナンバーカードに直接ポイントが付くわけではありません。



対象のキャッシュレス決済

Q：決済サービスID、セキュリティコードとは何ですか？

A：マイナポイントをキャッシュレス決済サービスのポイントとして受け取るために必要な情報です。分からない場合は、利用したいキャッシュレス決済サービスのサポート窓口にお問い合わせください。

Q：既に健康保険証の利用申し込みや公金受取口座の登録が済んでいる場合、マイナポイントを受け取るために申し込みは不要ですか？

A：申し込みは必要です。

ひとり親世帯への生活支援特別給付金

☎ 社会福祉課臨時特別給付対策室 ☎ 内線1940

ひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症と物価高騰などの影響で家計が悪化している世帯に対し、児童一人につき5万円の給付金を支給します。

対象 ひとり親世帯で、以下のいずれかに該当する方

・公的年金などを受給していることにより4月分の児童扶養手当の支給を受けていない

・4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、1年間の収入見込み額が児童扶養手当を受給している方と同じ水準である

申請 申請書に必要書類を添付し、以下のいずれかの方法で

▶郵送：〒302-8585 寺田5139 社会福祉課臨時特別給付対策室宛て
 ▶直接：社会福祉課臨時特別給付対策室

※申請書は市ホームページから入手できます。申請書の郵送を希望する方はお問い合わせください。



◆4月分の児童扶養手当の支給を受けた方への給付

6月30日(木)に児童扶養手当受給口座に振り込みましたのでご確認ください。

◎ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯への給付金の支給は、詳細が決まり次第広報とりで・市ホームページでお知らせします。